

償却資産(固定資産税)の申告

申告手続きを忘れずに

くわしくは 税務課 資産税係 ☎0288(2)5114

令和6年度分の申告期間：令和6年1月4日(木)～31日(水)

●償却資産とは

個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、工具・器具・設備など(土地や家屋を除く)のことです。※表1参照

事業を営んでいる場合は申告が必要となりますが、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは課税されません。

●対象者

令和6年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人。もしくは市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人。

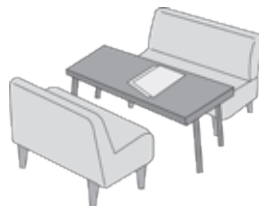
●申告方法

令和5年度分の申告があった方は、12月中旬に申告用紙を郵送します。新たに対象となる資産を持った方や、申告用紙の届かない方は税務課へ連絡してください。

表1：申告対象となる主な償却資産(業種別)

各業種共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など(※)
料理飲食業	テーブル、椅子、 ^{ちゅうぼう} 厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、堀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備、厨房設備、音響設備、放送設備、家具調度品など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車・特殊自動車などは除きます。



太陽光発電設備を設置している方

法人、個人を問わず太陽光パネルを架台に載せて屋根や地上などに設置した場合は、償却資産の課税対象となります。表2に当てはまる場合は、忘れずに申告をお願いします。



表2：太陽光発電設備設置者の課税対象区分

法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人事業主	工場や商店などを経営する方や、駐車場やアパートなどの貸し付けを行っている方で、太陽光発電設備を設置した場合、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人	住宅などの屋根の上や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力が10kw以上の設備は、売電事業用の資産となり、課税対象になります